

～第1章 地域福祉について～

地域福祉計画とは

(1) ～背景～

みなさんは、「地域福祉計画」と聞いて、どのような計画をイメージするでしょうか。

「読んで字の如く地域の福祉を向上するための計画？なんだろうけど、漠然としてイメージしづらい」、また、「福祉に関する計画は高齢者・障害者・児童に関する計画など色々出ているので、違いがわからない。」といった印象を抱く方も多いのではないのでしょうか。

確かに、今まで、福祉といえば高齢者、障害者、児童などの対象者ごとの福祉の議論が中心でしたが、本来の福祉は、**分野を超えた包括的なもの**であり、更には行政だけではカバーしきれない身近な生活課題を**地域社会が中心になって担うもの**といった考えが「**地域福祉**」の原点なのです。

保健福祉に関する市民のニーズは多様化し、年齢や障害の有無に関わらず、誰もが皆安心して充実した生活を送るためには、お互いのコミュニケーションを深めるとともに、「**地域で支え合う力**」を高めていくことが一層大切になっています。

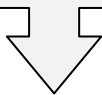
行政においても多様化するニーズに対応するため、多様な保健福祉サービスが求められますが、地域においても、住民、町内自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会地区部会（以下「社協地区部会」という。）、NPO・ボランティア、社会福祉事業者、学校、企業などの様々な団体・組織等と行政とが**適切な役割分担の下**に連携して、地域の生活課題の解決に取り組んでいく必要があります。

「住民参加」、「連携」及び「共生」といった視点から、地域における保健福祉を中心とした活動をより積極的に推進するための指針として、千葉市では、平成18年3月に「**花の都・ちば ささえあいプラン**」(**第1期千葉市地域福祉計画 計画期間:平成18年度～22年度**)を策定しました。

また、地域社会で担うべき生活課題の解決策の提言として、千葉市内6区ごとに、各区住民参加の下で「**第1期各区地域福祉計画 計画期間:平成18年度～22年度**」を策定しています。

今回、第1期計画期間に生じた課題や、千葉市を取り巻く環境の変化や社会情勢を踏まえて、第2期千葉市地域福祉計画・第2期各区地域福祉計画を策定するものです。

社会福祉法では..



これからの福祉は、**地域社会を構成するすべての人々**が手を携えて、生活の拠点である地域に根差して助け合い、それぞれの地域で誰もがその人らしく、安心して充実した生活が送れるような、**地域社会を基盤**とすることが重要であると考えられます。

地域福祉計画は、そのような地域福祉を推進するために、**平成12年6月の社会福祉法の改正**により新たに規定された計画です。

社会福祉法第107条「市町村地域福祉計画」

市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、**地域福祉の推進に関する事項**として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における**福祉サービスの適切な利用の推進**に関する事項
- 2 地域における**社会福祉を目的とする事業の健全な発達**に関する事項
- 3 地域福祉に関する**活動への住民の参加の促進**に関する事項

（２）地域福祉を推進するための大切な視点



地域福祉は住民の**みんなと行政**で力をあわせて進めていくものなんだ。
「地域福祉計画」は子どもから高齢者、障害者まで、**みんな**が安心して生活できるために**みんな**で出来ることを、**みんな**で考えていく計画なんだね。
でも**みんな**と言っても、地域福祉を進めていくためには、誰か何をするべきなんだろう？

2. 地域福祉の推進における自助・共助・公助の役割

市民の自助努力を出発点として、地域福祉の推進という共通目的を持つ市民、行政が、それぞれの特性を活かした役割分担の下に生活課題の解決に向けて努力していくことが必要です。このため、「**自助・共助・公助**」が適切に連携し、地域全体で支え合い助け合う地域社会づくりが必要です。

自 助

「自助」とは、「自分のことは自分で行うこと！」

日常生活の中で自らの責任において、できる人は自分たちで行うということです。

行政まかせや他人ごとではなく、**個人や家族**が自ら解決するということです。

共 助

「共助」とは、「地域住民同士の支え合い！」

地域に暮らす誰もが福祉の受け手であるとともに担い手であることを自覚し、地域の中でそれぞれが役割を担っていくことです。

隣近所をはじめ、**様々な団体・組織**が地域で連携を深めて、共に支え合い助け合いながら、地域の生活課題の解決を図るものです。

公 助

「公助」とは、「個人や、地域、民間の力だけでは解決できないことについて、行政が自助、共助の取組みを支援するとともに、基盤づくりを行うこと！」

各種の公的施設の整備、法律等に基づく制度や**行政サービス**の実施、専門性をもった人材の育成、情報・相談体制の整備などがあげられます。

